



小美玉市告示第/23号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、小美玉都市計画道路を変更したので、同法第20条第1項の規定に基づき告示し、同条第2項の規定に基づき、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

令和5年4月20日

小美玉市長 島田 幸



1 都市計画の種類

- (1) 道路（3・5・3号 坂境・江戸線）
- (2) 道路（3・5・4号 脇山・東原線）
- (3) 道路（3・5・5号 花館・遠州線）

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 3・5・3号 坂境・江戸線

ア 削除する部分

小美玉市 大字羽鳥 字坂境，字東平，字東原，字開の各一部  
大字羽刈 字はかり，字中峯，字下坪，字東原，字遠州，字遠洲の各一部  
大字江戸 字猪峯，字西原の各一部

石岡市 大字東成井 字坂才，字塚原，の各一部

(2) 3・5・4号脇山・東原線

ア 追加する部分

小美玉市 大字羽鳥 字東平，字東原の各一部

イ 削除する部分

小美玉市 大字羽鳥 字東平，字東原の各一部

(3) 3・5・5号花館・遠州線

ア 削除する部分

小美玉市 大字羽刈 字遠洲の一部

3 縦覧場所

小美玉市都市建設部都市整備課





















